○経済産業省環境省告示第八号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年十月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
環境大臣　浅尾慶一郎

(一) 登録講習機関の名称　一般社団法人日本砕石協会

(二) 登録講習機関の代表者の氏名

変更後	変更前
越智　良幸	才田　善之

(三) 変更年月日　令和七年十月十五日

○国土交通省告示第九百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	近畿自動車道名古屋神戸線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	桑名市長島町松蔭三七八番二から同市長島町松蔭六〇八番まで	前	最大　七四一 最小　四四六	一四一
		後	最大　七四一 最小　四七三	

○国土交通省告示第九百五十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	第一東海自動車道			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	岡崎市洞町字東丸根一六番一から同市洞町字東丸根一七番三まで	前	最大　二四七 最小　一四五	四三
		後	最大　二四七 最小　一四五	

○国土交通省告示第九百五十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	関越自動車道新潟線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	南魚沼市小栗山一一七番から同市小栗山九三番二まで	前	最大　五三 最小　三六	四七
		後	最大　五〇 最小　三三	

○国土交通省告示第九百五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	近畿自動車道名古屋亀山線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	愛知県海部郡蟹江町大字西之森字談合田一一番一から同県海部郡蟹江町大字蟹江新田字東中瀬三八番三まで	前	最小　二一三	七八三
		後	最大　二七 最小　二三	
	津島市鹿伏兎町稗田一番一から同市鹿伏兎町西永和三一番二まで	前	最大　二五 最小　二三	一三七四
		後	最大　二五 最小　二三	
	愛西市大井町石池三九六番から同市西條町相之江四番五まで	前	最大　二八 最小　二三	二五三一
		後	最大　二八 最小　二三	

○国土交通省告示第九百五十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六五号	落合　眞和	東京都	令和七年十月一日	伏木水先区